（石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の１部改正）

第四条　石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十五号）の１部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、２の２―２の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「２―１のハに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第３」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５」に改める。

（ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の１部改正）

第五条　ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十六年経済産業省告示第三百十五号）の１部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、２の２―２の⑴中「こんろ部のエネルギー消費効率」の前に「２―１のハに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第３」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５」に改め、同⑵中「グリル部エネルギー消費効率及びオーブン部エネルギー消費効率」を「２―１のニに掲げるグリル部エネルギー消費効率及び２―１のホに掲げるオーブン部エネルギー消費効率」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則別表第３」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則別表第５」に改める。

（ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の１部改正）

第六条　ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十六年経済産業省告示第三百十六号）の１部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、「出荷するガス温水機器」の前に「国内向け」を加え、２の２―２の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「２―１のハに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第３」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５」に改める。

（ジャー炊飯器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の１部改正）

第七条　ジャー炊飯器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省告示第六十二号）の１部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「左の欄」を「左欄」に改め、１の備考１中「製造事業者指定」を「製造事業者等指定」に改める。

（電子レンジの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の１部改正）

第八条　電子レンジの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省告示第六十三号）の１部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「左の欄」を「左欄」に改める。

（貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算定方法の１部改正）

第九条　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算定方法（平成十八年経済産業省告示第六十六号）の１部を次のように改正する。

別表第１中「から供給される」を「が維持し、及び運用する電線路を介して供給された」に改め、別表第２備考及び別表第３備考中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

（一般消費者に対するエネルギーの供給を行う事業者が講ずべき措置に関する指針の１部改正）

第十条　一般消費者に対するエネルギーの供給を行う事業者が講ずべき措置に関する指針（平成十八年経済産業省告示第二百三十五号）の１部を次のように改正する。

１⑶中「エネルギーを消費する機械器具」を「エネルギー消費機器」に改め、同⑷中「エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能」を「エネルギー消費性能」に改める。

（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の１部改正）

第十一条　エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）の１部を次のように改正する。

題名中「エネルギーを消費する機械器具」を「エネルギー消費機器」に改め、前文中「エネルギーを消費する機械器具」を「エネルギー消費機器」に、「エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能」を「エネルギー消費性能」に改め、１の１―１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

（電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の１部改正）

第十二条　電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第二百八十八号）の１部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

１の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、２の２―２の⑴中「貯湯量」の前に「２―１のハに掲げる」を加え、２の２―２の⑵中「エネルギー消費効率は」の前に「２―１のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、同⑷中「２―１ニに掲げる」を「２―１のニに掲げる」に改める。